

浜の活力再生プラン

1 地域水産業再生委員会

組 織 名	南さつま地区地域水産業再生委員会
代 表 者 名	福島 満 嘉 (加世田漁業協同組合 代表理事組合長)

再生委員会の構成員	加世田漁業協同組合、南さつま漁業協同組合 笠沙町漁業協同組合、坊泊漁業協同組合 (有)ヤマチョウ、坊津蔵、南さつま市
オブザーバー	鹿児島県(南薩地域振興局林務水産課)

※ 再生委員会規約及び推進体制の分かる資料を添付すること。

対象となる地域の 範囲及び漁業の種類	南さつま市 小型機船船曳網(4名)、吾智網(6名)、魚類養殖(3名) 小型底びき網(2名)、定置網(8名)、刺し網(15名) サバ釣り(6名) 合計 44名
-----------------------	---

※ 策定時点で対象となる漁業者数も記載すること。

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

南さつま市の海域は東シナ海に面し、吹上浜では小型機船船曳網漁業や吾智網漁業、リアス式海岸では養殖業や定置網漁業等が営まれている。地域には加世田漁協(正組合員86名、准組合員103名)、笠沙町漁協(正組合員87名、准組合員125名)、南さつま漁協(正組合員103名、准組合員196名)、坊泊漁協(正組合員34名、准組合員84名)の4漁協がある。(合計 正組合員 310名、准組合員508名、計 818名)

浜の活力再生プランに参加する4漁協(加世田、笠沙町、南さつま、坊泊)の平成25年度の水揚げは、

加世田漁協の漁業生産量(平成25年)は、水揚量 257トン、水揚金額 181百万円

笠沙町漁協の漁業生産量(平成25年)は、水揚量 1,441トン、水揚金額 305百万円

南さつま漁協の漁業生産量(平成25年)は水揚量 836トン、水揚金額 394百万円

坊泊漁協の漁業生産量(平成25年)は、水揚量 582トン、水揚金額 471百万円

であり、合計すると漁協の漁業生産量(平成25年)水揚量 3,116トン、水揚金額 1,352百万円で、水産業は南さつま市の基幹産業の一つとなっている。

一方、高齢化等による新規漁業就業希望者も減少していることが考えられるため漁業就業者の減少、資源低迷により水揚げ量は減少傾向である。加えて、近年の全国的な燃油高、魚価安により、漁家経営は極めて厳しい状況にある。

このような状況の中、南さつま地区の漁業者は、操業体制の見直しに伴う人件費の削減、省エネ航行の励行など自助努力によりコスト削減に取り組んできたが、さらなるコスト削減は厳しい状況にある。このため、共同出荷や加工品開発等に取り組むことで、引き続きコストの削減を図る必要がある。

また、資源増殖のため、種苗放流や漁場の造成等を引き続き行うとともに、急速冷凍技術等を用いた新たな加工品開発、新たな販路開拓に取り組む必要がある。

このようにコスト削減と漁業収入の向上対策を併せて行うことにより、漁業所得を改善することが急務となっている。

(2) その他の関連する現状等

南さつま地区の漁業は、定置網、機船船曳網、ごち網など、沿岸域に生息する主要魚種の資源量に依存しているが、資源が減少傾向にある。一方、近年、これまであまり見られなかった南方系の魚類等が確認される状況となっている。また、漁業者の高齢化率が高く、若年漁業就業者も減少傾向にあり、将来における地域の担い手が不足している現状にある。

このことから、南薩摩地区の漁業協同組合は、加世田、笠沙町、野間池、秋目、久志、坊泊の6組合があったが、組合員数の減少や漁業協同組合の経営基盤改善のため合併が進み、現在は加世田、笠沙町、南さつま、坊泊の4組合となっている。

3 活性化の取組方針

(1) 基本方針

1. 漁業所得の向上

- ① 資源の維持・回復（藻場造成、漁場造成、種苗放流等）
- ② 魚価向上（鮮度保持技術の向上、低利用魚を用いた加工品の開発等）
- ③ 販路拡大（地元の直販施設の活用による地元の消費拡大、ブルー・ツーリズムの推進による観光客市場の開拓、魚食普及活動等）
- ④ 新規漁業就業者の確保等

2. 漁業コストの削減

- ① 燃油高騰への対応（船底清掃の徹底、省エネ航行の実施等）
- ② 漁場探索の協業化

(2) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

- ・ 鹿児島県漁業調整規則により、採捕できる水産動物の体長制限や採捕禁止期間を設けるとともに、漁法の制限等を行っている。
- ・ 漁協の漁業権行使規則により、採捕できる水産動物の体長制限や採捕禁止期間を設けている。
- ・ 定置網漁業では、資源管理計画を策定し、放流や産卵場造成及び魚取網部の目合い制限を実施している。
- ・ 底引き網漁業は、資源管理計画を策定し、保護区域や禁漁期間を設定している。
- ・ 機船船曳網漁業は、資源管理計画を策定し、禁漁期間を設定している。
- ・ 一本釣り漁業は、資源回復計画に参画し、保護区及び保護期間を設定している。

※ プランの取組に関連する漁業調整規則や漁業調整委員会指示等について記載する。

(3) 具体的な取組内容（毎年ごとに数値目標とともに記載）

（取組内容については、取組の進捗状況や得られた成果等を踏まえ必要に応じて見直す事とする。）

1年目（平成26年度） 以下の取組により漁業所得を基準年対比 7.8%向上させる。

漁業収入向上のための取組	<p>この取り組みにより、基準年と比較し 3.2%の漁業所得の増加を図る。</p> <p>○資源保護の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none">・ 漁協及び漁業者は、水産資源の回復・増加を図るため、県及び市に藻場礁を設置し漁場を造成することを要望する。・ 漁協及び漁業者は、海岸の漂着物や堆積物を処理し、水域環境を保全することにより、水産資源の回復・増加を図る。・ 漁協及び漁業者は、市と共同でマダイ、ヒラメ等の種苗放流を計画的に行い、水産資源の回復・増大を図る。 <p>○水揚げ向上の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none">・ 漁業者は、市の支援を受けて漁業操業機器を強化し、漁場探索や漁労効率の向上を図る。・ 漁協及び漁業者は、市の支援を受けて魚礁の網掛かり等を除去することにより、魚礁の機能を回復し、水揚げの向上を図る。 <p>○魚価向上の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none">・ 漁協及び漁業者は、市と共同で地域の水産物の付加価値向上による魚価の向上を図るため、地域水産物のブランド化を目指した取り組みを推進する。具体的には、以下に取り組む。・ ①漁協及び一本釣り漁業者は、取扱い規格（一定以上の体長・体重、数日間の畜養後の活け締め等）を満たすサバを「双剣鯖（ソウケンサバ）」として出荷するなど、魚価向上の取り組みを推進する。・ ②漁協及び養殖業者は、飼養規格（地元焼酎「一どん」の焼酎粕を添加した餌を一定期間投与等）を満たすブリ・カンパチを「一どんブリ・カンパチ」として出荷するなど、養殖魚のブランド化の推進に取り組む。・ ③漁協及び小型機船船曳網業者は、漁獲から加工までの衛生管理に努めた製品づくりを行うとともに、生食用のシラス流通、販売等にも取り組むことにより、消費拡大を図り、地域ブランド化を推進する。・ ④漁協及び吾智網業者は、活魚での出荷に取り組むとともに、漁協の畜養施設を活用した出荷直前の神経締めや出荷サイズ等の規格の統一を行うなど、地域ブランド化を推進する。・ ⑤漁協及び小型底びき網業者は、薩摩甘海老として知られるヒゲナガエビ（タカエビ）について、選別サイズ、船上での鮮度保持、凍結方法等の規格を統一するとともに、認知度向上に努めるなど、地域ブランド化の取り組みを推進する。・ ⑥漁協及び刺し網業者は、キビナゴについて許可条件以上の大きな目合いの漁網を使用することにより大型のキビナゴのみを漁獲するよう努めるとともに、鮮度保持の改善、統一を図ることにより、地域ブランド化を推進する。・ 市は、上記①～⑥の魚介類を中心に販売促進用の資材製作やPR活動のほか、漁協及び漁業者が行う東京や大阪など都市部への売り込み等について支援する。・ 漁業者は、これまで漁獲物の取り扱いが異なり品質にばらつきがあったが、神経抜き技術の習得や先進的な事例を取り入れることにより鮮度と品質向上に努めることにより、付加価値向上による魚価の向上を図る。・ 漁協及び漁業者は、市と共同で加世田漁協の直販所「こんぴら市場」や、「笠沙恵比寿」等を積極的に活用し、地魚のPRや消費拡大を図る。・ 漁協及び漁業者は、市と共同で「さつま海道鑑真の道歩き」等の市内外で行われるイベント等に積極的に参加して地元の地魚のPRや消費拡大を図る。
--------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁協及び漁業者は、加工業者と共同で、地元で水揚げされる魚を利用した加工品の商品開発（魚醤や魚の生ハム等）を行い、水産物の消費拡大を図る。 ・ 漁協及び漁業者は、平成24年度に発足した南薩地区の指宿市、南九州市、枕崎市、南さつま市の漁協等が運営する水産物直売施設等により構成される「南薩おさかな海道ネットワーク協議会」と連携し、ネットワーク内の水産物直販所において相互の水産物を販売する等、地域水産物のPRと販路拡大に取り組むことにより、地域の水産物の消費拡大を図る。 <p>○後継者の確保の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁協及び漁業者は、市や県と連携して漁業就業支援・漁業体験等の担い手育成事業を実施し、漁業の担い手を確保を図る。 ・ 漁協及び漁業者は、漁業就業希望者への就業情報や漁業情報の提供、県の「ザ・漁師塾」による漁業の基礎的研修や漁業現場での実践的研修への参加の呼びかけなどにより、将来の漁業生産を担う意欲的な人材を確保し、育成を図る。
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>この取り組みにより、基準年と比較し 4.6 %の漁業所得の増加を図る。</p> <p>○省燃油活動への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者は、船底やプロペラ等の清掃や塗装工事を、これまでの年1回から2回に増やす等の省燃油活動に取り組む。 <p>○省エネ航行への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者は、航行速度を落とした減速航行や、出漁時間を早めて漁場まで減速航行する等の省エネ航行に取り組む。
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業経営セーフティネット構築事業（国） ・ 省燃油活動推進事業（国） ・ 水産多面的機能発揮事業（国） ・ 新規漁業就業者総合支援事業（国） ・ 県単漁場施設整備事業（県） ・ 南薩活き活きネットワーク事業（県） ・ 漁業生産の担い手育成確保事業（県） ・ 漁師元気！大漁支援事業（市） ・ 魚礁網掛り除去事業補助金（市） ・ 地域水産物ブランド化推進 事業補助金（市） ・ 鱸（りん）と輝け漁業者グループ育成事業補助金（市） ・ 南さつま市漁業新規就業者育成確保対策事業就業奨励金（市）

2年目（平成27年度） 以下の取組により漁業所得を基準年対比 10.9 %向上させる。

	<p>この取り組みにより、基準年と比較し 6.3%の漁業所得の増加を図る。</p> <p>○資源保護の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁協及び漁業者は、水産資源の回復・増加を図るため、県及び市に藻場礁を設置し漁場を造成することを要望する。 ・ 漁協及び漁業者は、海岸の漂着物や堆積物を処理し、水域環境を保全することにより、水産資源の回復・増加を図る。 ・ 漁協及び漁業者は、市と共同でマダイ、ヒラメ等の種苗放流を計画的に行い、水産資源の回復・増大を図る。 <p>○水揚げ向上の取り組み</p>
--	---

漁業収入向上
のための取組

- ・ 漁業者は、市の支援を受けて漁業操業機器を強化し、漁場探索や漁労効率の向上を図る。
- ・ 漁協及び漁業者は、市の支援を受けて魚礁の網掛かり等を除去することにより、魚礁の機能を回復し、水揚げの向上を図る。
- ・ 漁協及び漁業者は、国、県、市と共同で漁業権内に魚礁を設置し、漁場を新たに造成することにより、水揚げ向上を図る。
- ・ 漁業者は、刺し網漁業からごち網漁業へ漁業種類の転換を推進し、水揚げの向上を図る。

○魚価向上の取り組み

- ・ 漁協及び漁業者は、市と共同で地域の水産物の付加価値向上による魚価の向上を図るため、地域水産物のブランド化を目指した取組を推進する。具体的には、釣りで漁獲したサバ及び養殖ブリ・カンパチについて以下に取組む。
 - ①漁協及び一本釣り漁業者は、取扱い規格（釣りで漁獲、一定以上の体長・体重、数日の畜養後に活け締め、魚体に傷無し等）を満たすサバを「双剣鯖（ソウケンサバ）」としてネーミングを付けて出荷する等、魚価向上の取組を行う。
 - ②漁協及び養殖業者は、飼養規格（地元焼酎「一どん」の焼酎粕を添加した餌を一定期間投与等）を満たすブリ・カンパチを「一どんブリ・カンパチ」としてネーミングを付けて出荷する等、ブランド化の推進に取り組む。
 - ③市は、上記①②の魚について販売促進用の資材製作やPR活動に助成するほか、漁協及び漁業者と共同で東京や大阪など都市部への売り込みにも取り組む。
- ・ 漁業者は、これまで漁獲物の取り扱いが異なり品質にばらつきがあったが、神経抜きの技術の習得や先進的な事例を取り入れることにより鮮度と品質向上に努めることにより、付加価値向上による魚価の向上を図る。
- ・ 漁協及び漁業者は、市と共同で加世田漁協の直販所「こんぴら市場」や、「笠沙恵比寿」等を積極的に活用し、地魚のPRや消費拡大を図る。
- ・ 漁協及び漁業者は、市と共同で「さつま海道鑑真の道歩き」等の市内外で行われるイベント等に積極的に参加して地元の地魚のPRや消費拡大を図る。
- ・ 漁協及び漁業者は、加工業者と共同で、地元で水揚げされる魚を利用した加工品の商品開発（魚醬や魚の生ハム等）を行い、水産物の消費拡大を図る。
- ・ 漁協及び漁業者は、水揚げの効率化と市場の活性化による所得の向上を図るため、国、県及び市に漁協荷さばき所の整備を要望する。
- ・ 漁協及び漁業者は、平成24年度に発足した南薩地区の指宿市、南九州市、枕崎市、南さつま市の漁協等が運営する水産物直売施設等により構成される「南薩おさかな海道ネットワーク協議会」と連携し、ネットワーク内の水産物直販所において相互の水産物を販売する等、地域水産物のPRと販路拡大に取り組むことにより、地域の水産物の消費拡大を図る。
- ・ 漁協及び漁業者は、市及び県の協力を得て、「南薩おさかな海道ネットワーク協議会」へ、冷蔵ショーケースや冷凍機器等の整備を行うことにより、地域の水産物の消費向上を図る。

○後継者の確保の取り組み

- ・ 漁協及び漁業者は、市や県と連携して漁業就業支援・漁業体験等の担い手育成事業を実施し、漁業の担い手を確保を図る。
- ・ 漁協及び漁業者は、漁業就業希望者への就業情報や漁業情報の提供、県の「ザ・漁師塾」による漁業の基礎的研修や漁業現場での実践的研修への参加の呼びかけなどにより、将来の漁業生産を担う意欲的な人材を確保し、育成を図る。
- ・ 漁協及び漁業者は、市及び県の協力を得て、「南薩おさかな海道ネットワーク協議会」へ、冷蔵ショーケースや冷凍機器等の整備を行うことにより、地域の水産物の消費向上を図る。

	<p>○後継者の確保の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁協及び漁業者は、市や県と連携して漁業就業支援・漁業体験等の担い手育成事業を実施し、漁業の担い手を確保を図る。 ・ 漁協及び漁業者は、漁業就業希望者への就業情報や漁業情報の提供、県の「ザ・漁師塾」による漁業の基礎的研修や漁業現場での実践的研修への参加の呼びかけなどにより、将来の漁業生産を担う意欲的な人材を確保し、育成を図る。
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>この取り組みにより、基準年と比較し 4.6 %の漁業所得の増加を図る。</p> <p>○省燃油活動への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者は、船底やプロペラ等の清掃や塗装工事を、これまでの年1回から2回に増やす等の省燃油活動に取り組む。 <p>○省エネ機器等の導入による燃油節減への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者は、燃油削減等が可能な省エネ機器への転換を推進することにより、燃油使用量の節減に取り組む。 <p>○省エネ航行への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者は、航行速度を落とした減速航行や、出漁時間を早めて漁場まで減速航行する等の省エネ航行に取り組む。
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業経営セーフティネット構築事業（国） ・ 省燃油活動推進事業（国） ・ 省エネ機器等導入推進事業（国） ・ 水産多面的機能発揮事業（国） ・ 新規漁業就業者総合支援事業（国） ・ 種子島周辺漁業対策事業（JAXA） ・ 広域漁場整備事業（県） ・ 県単漁場施設整備事業（県） ・ 生き生き南薩浜じまん消費拡大事業（県） ・ 漁業生産の担い手育成確保事業（県） ・ 漁師元気！大漁支援事業（市） ・ 魚礁網掛り除去事業補助金（市） ・ 地域水産物ブランド化推進 事業補助金（市） ・ 鱗(りん)と輝け漁業者グループ育成事業補助金（市） ・ 南さつま市漁業新規就業者育成確保対策事業就業奨励金（市）

3年目（平成28年度） 以下の取組により漁業所得を基準年対比 16.1 %向上させる。

	<p>この取り組みにより、基準年と比較し 11.4%の漁業所得の増加を図る。</p> <p>○資源保護の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁協及び漁業者は、水産資源の回復・増加を図るため、県及び市に藻場礁を設置し漁場を造成することを要望する。 ・ 漁協及び漁業者は、海岸の漂着物や堆積物を処理し、水域環境を保全することにより、水産資源の回復・増加を図る。 ・ 漁協及び漁業者は、市と共同でマダイ、ヒラメ等の種苗放流を計画的に行い、水産資源の回復・増大を図る。 <p>○水揚げ向上の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者は、市の支援を受けて漁業操業機器を強化し、漁場探索や漁労効率の向上を図る。
--	---

漁業収入向上
のための取組

- ・ 漁協及び漁業者は、市の支援を受けて魚礁の網掛かり等を除去することにより、魚礁の機能を回復し、水揚げの向上を図る。
- ・ 漁協及び漁業者は、国、県、市と共同で漁業権内に魚礁を設置し、漁場を新たに造成することにより、水揚げ向上を図る。
- ・ 漁業者は、刺し網漁業からごち網漁業へ漁業種類の転換を推進し、水揚げの向上を図る。
- ・ 漁協及び漁業者は、これまで行われていなかった岩ガキの試験養殖に取り組み、養殖業の可能性の検討を行いながら所得向上を図る。

○魚価向上の取り組み

- ・ 漁協及び漁業者は、市と共同で地域の水産物の付加価値向上による魚価の向上を図るため、地域水産物のブランド化を目指した取組を推進する。具体的には、釣りで漁獲したサバ及び養殖ブリ・カンパチについて以下に取り組み。
- ・ ①漁協及び一本釣り漁業者は、取扱い規格（釣りで漁獲、一定以上の体長・体重、数日の畜養後に活け締め、魚体に傷無し等）を満たすサバを「双剣鯖（ソウケンサバ）」としてネーミングを付けて出荷する等、魚価向上の取り組みを行う。
- ・ ②漁協及び養殖業者は、飼養規格（地元焼酎「一どん」の焼酎粕を添加した餌を一定期間投与等）を満たすブリ・カンパチを「一どんブリ・カンパチ」としてネーミングを付けて出荷する等、ブランド化の推進に取り組み。
- ・ ③市は、上記①②の魚について販売促進用の資材製作やPR活動に助成するほか、漁協及び漁業者と共同で東京や大阪など都市部への売り込みにも取り組み。
- ・ 漁業者は、これまで漁獲物の取り扱いが異なり品質にばらつきがあったが、神経抜きの技術の習得や先進的な事例を取り入れることにより鮮度と品質向上に努めることにより、付加価値向上による魚価の向上を図る。
- ・ 漁協及び漁業者は、市と共同で加世田漁協の直販所「こんびら市場」や、「笠沙恵比寿」等を積極的に活用し、地魚のPRや消費拡大を図る。
- ・ 漁協及び漁業者は、市と共同で「さつま海道鑑真の道歩き」等の市内外で行われるイベント等に積極的に参加して地元の地魚のPRや消費拡大を図る。
- ・ 漁協及び漁業者は、加工業者と共同で、地元で水揚げされる魚を利用した加工品の商品開発（魚醬や魚の生ハム等）を行い、水産物の消費拡大を図る。
- ・ 漁協及び漁業者は、水揚げの効率化と市場の活性化による所得の向上を図るため、国、県及び市に漁協荷さばき所の整備を要望する。
- ・ 漁協及び漁業者は、平成24年度に発足した南薩地区の指宿市、南九州市、枕崎市、南さつま市の漁協等が運営する水産物直売施設等により構成される「南薩おさかな海道ネットワーク協議会」と連携し、ネットワーク内の水産物直販所において相互の水産物を販売する等、地域水産物のPRと販路拡大に取り組みすることにより、地域の水産物の消費拡大を図る。
- ・ 漁協及び漁業者は、市及び県の協力を得て、「南薩おさかな海道ネットワーク協議会」へ、加工機器や販促資材の整備を行うことにより、地域の水産物の消費向上を図る。

○後継者の確保の取り組み

- ・ 市及び漁協は、県と連携して漁業就業支援・漁業体験等の担い手育成事業を実施し、漁業の担い手を確保を図る。
- ・ 漁協は、漁業就業希望者への就業情報や漁業情報の提供、県の「ザ・漁師塾」による漁業の基礎的研修や漁業現場での実践的研修への参加の呼びかけなどにより、将来の漁業生産を担う意欲的な人材を確保し、育成を図る。

この取り組みにより、基準年と比較し 4.6 %の漁業所得の増加を図る。

○省燃油活動への取り組み

<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者は、船底やプロペラ等の清掃や塗装工事を、これまでの年1回から2回に増やす等の省燃油活動に取り組む。 <p>○省エネ機器等の導入による燃油節減への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者は、燃油削減等が可能な省エネ機器への転換を推進することにより、燃油使用量の節減に取り組む。 <p>○省エネ航行への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者は、航行速度を落とした減速航行や、出漁時間を早めて漁場まで減速航行する等の省エネ航行に取り組む。
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業経営セーフティネット構築事業（国） ・ 省燃油活動推進事業（国） ・ 省エネ機器等導入推進事業（国） ・ 水産多面的機能発揮事業（国） ・ 新規漁業就業者総合支援事業（国） ・ 種子島周辺漁業対策事業（JAXA） ・ 広域漁場整備事業（県） ・ 県単漁場施設整備事業（県） ・ 生き生き南薩浜じまん消費拡大事業（県） ・ 漁業生産の担い手育成確保事業（県） ・ 漁師元気！大漁支援事業（市） ・ 魚礁網掛り除去事業補助金（市） ・ 地域水産物ブランド化推進 事業補助金（市） ・ 鱗(りん)と輝け漁業者グループ育成事業補助金（市） ・ 南さつま市漁業新規就業者育成確保対策事業就業奨励金（市）

4年目（平成29年度） 以下の取組により漁業所得を基準年対比 19.2%向上させる。

	<p>この取り組みにより、基準年と比較し 14.6%の漁業所得の増加を図る。</p> <p>○資源保護の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁協及び漁業者は、水産資源の回復・増加を図るため、県及び市に藻場礁を設置し漁場を造成することを要望する。 ・ 漁協及び漁業者は、海岸の漂着物や堆積物を処理し、水域環境を保全することにより、水産資源の回復・増加を図る。 ・ 漁協及び漁業者は、市と共同でマダイ、ヒラメ等の種苗放流を計画的に行い、水産資源の回復・増大を図る。 <p>○水揚げ向上の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者は、市の支援を受けて漁業操業機器を強化し、漁場探索や漁労効率の向上を図る。 ・ 漁協及び漁業者は、市の支援を受けて魚礁の網掛かり等を除去することにより、魚礁の機能を回復し、水揚げの向上を図る。 ・ 漁協及び漁業者は、国、県、市と共同で漁業権内に魚礁を設置し、漁場を新たに造成することにより、水揚げ向上を図る。 ・ 漁業者は、刺し網漁業からごち網漁業へ漁業種類の転換を推進し、水揚げの向上を図る。 ・ 漁協及び漁業者は、これまで行われていなかった岩ガキの試験養殖に取り組む、養殖業の可能性の検討を行いながら所得向上を図る。 <p>○魚価向上の取り組み</p>
--	---

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁協及び漁業者は、市と共同で地域の水産物の付加価値向上による魚価の向上を図るため、地域水産物のブランド化を目指した取組を推進する。具体的には、釣りで漁獲したサバ及び養殖ブリ・カンパチについて以下に取り組む。 ・ ①漁協及び一本釣り漁業者は、取扱い規格（釣りで漁獲、一定以上の体長・体重、数日の畜養後に活け締め、魚体に傷無し等）を満たすサバを「双剣鯖（ソウケンサバ）」としてネーミングを付けて出荷する等、魚価向上の取組を行う。 ・ ②漁協及び養殖業者は、飼養規格（地元焼酎「一どん」の焼酎粕を添加した餌を一定期間投与等）を満たすブリ・カンパチを「一どんブリ・カンパチ」としてネーミングを付けて出荷する等、ブランド化の推進に取り組む。 ・ ③市は、上記①②の魚について販売促進用の資材製作やPR活動に助成するほか、漁協及び漁業者と共同で東京や大阪など都市部への売り込みにも取り組む。 ・ 漁業者は、これまで漁獲物の取り扱いが異なり品質にばらつきがあったが、神経抜き技術の習得や先進的な事例を取り入れることにより鮮度と品質向上に努めることにより、付加価値向上による魚価の向上を図る。 ・ 漁協及び漁業者は、市と共同で加世田漁協の直販所「こんぴら市場」や、「笠沙恵比寿」等を積極的に活用し、地魚のPRや消費拡大を図る。 ・ 漁協及び漁業者は、市と共同で「さつま海道鑑真の道歩き」等の市内外で行われるイベント等に積極的に参加して地元の地魚のPRや消費拡大を図る。 ・ 漁協及び漁業者は、加工業者と共同で、地元で水揚げされる魚を利用した加工品の商品開発（魚醬や魚の生ハム等）を行い、水産物の消費拡大を図る。 ・ 漁協及び漁業者は、水揚げの効率化と市場の活性化による所得の向上を図るため、国、県及び市に漁協荷さばき所の整備を要望する。 ・ 漁協及び漁業者は、鹿児島市場への共同出荷による魚価の向上を図るため、国、県及び市に、保冷車の整備を要望する。 ・ 漁協及び漁業者は、平成24年度に発足した南薩地区の指宿市、南九州市、枕崎市、南さつま市の漁協等が運営する水産物直売施設等により構成される「南薩おさかな海道ネットワーク協議会」と連携し、ネットワーク内の水産物直販所において相互の水産物を販売する等、地域水産物のPRと販路拡大に取り組むことにより、地域の水産物の消費拡大を図る。 ・ 漁協及び漁業者は、市及び県の協力を得て、「南薩おさかな海道ネットワーク協議会」へ、出荷用資材の整備を行うことにより、地域の水産物の消費向上を図る。 <p>○後継者の確保の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市及び漁協は、県と連携して漁業就業支援・漁業体験等の担い手育成事業を実施し、漁業の担い手を確保を図る。 ・ 漁協は、漁業就業希望者への就業情報や漁業情報の提供、県の「ザ・漁師塾」による漁業の基礎的研修や漁業現場での実践的研修への参加の呼びかけなどにより、将来の漁業生産を担う意欲的な人材を確保し、育成を図る。
<p>漁業コストの取組 漁業コスト削減のため</p>	<p>この取組みにより、基準年と比較し 4.6 %の漁業所得の増加を図る。</p> <p>○省燃油活動への取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者は、船底やプロペラ等の清掃や塗装工事を、これまでの年1回から2回に増やす等の省燃油活動に取り組む。 <p>○省エネ機器等の導入による燃油節減への取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者は、燃油削減等が可能な省エネ機器への転換を推進することにより、燃油使用量の節減に取り組む。 <p>○省エネ航行への取組み</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 漁業者は、航行速度を落とした減速航行や、出漁時間を早めて漁場まで減速航行する等の省エネ航行に取り組む。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> 漁業経営セーフティネット構築事業（国） 省燃油活動推進事業（国） 省エネ機器等導入推進事業（国） 水産多面的機能発揮事業（国） 新規漁業就業者総合支援事業（国） 種子島周辺漁業対策事業（JAXA） 広域漁場整備事業（県） 県単漁場施設整備事業（県） 生き生き南薩浜じまん消費拡大事業（県） 漁業生産の担い手育成確保事業（県） 漁師元気！大漁支援事業（市） 魚礁網掛り除去事業補助金（市） 地域水産物ブランド化推進 事業補助金（市） 鱗(りん)と輝け漁業者グループ育成事業補助金（市） 南さつま市漁業新規就業者育成確保対策事業就業奨励金（市）

5年目（平成30年度） 以下の取組により漁業所得を基準年対比 22.4%向上させる。

	<p>この取り組みにより、基準年と比較し 17.8%の漁業所得の増加を図る。</p> <p>○資源保護の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 漁協及び漁業者は、水産資源の回復・増加を図るため、県及び市に藻場礁を設置し漁場を造成することを要望する。 漁協及び漁業者は、海岸の漂着物や堆積物を処理し、水域環境を保全することにより、水産資源の回復・増加を図る。 漁協及び漁業者は、市と共同でマダイ、ヒラメ等の種苗放流を計画的に行い、水産資源の回復・増大を図る。 <p>○水揚げ向上の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 漁業者は、市の支援を受けて漁業操業機器を強化し、漁場探索や漁労効率の向上を図る。 漁協及び漁業者は、市の支援を受けて魚礁の網掛かり等を除去することにより、魚礁の機能を回復し、水揚げの向上を図る。 漁協及び漁業者は、国、県、市と共同で漁業権内に魚礁を設置し、漁場を新たに造成することにより、水揚げ向上を図る。 漁業者は、刺し網漁業からごち網漁業へ漁業種類の転換を推進し、水揚げの向上を図る。 漁協及び漁業者は、これまで行われていなかった岩ガキの試験養殖に取り組み、養殖業の可能性の検討を行いながら所得向上を図る。 <p>○魚価向上の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 漁協及び漁業者は、市と共同で地域の水産物の付加価値向上による魚価の向上を図るため、地域水産物のブランド化を目指した取組を推進する。具体的には、釣りで漁獲したサバ及び養殖ブリ・カンパチについて以下に取り組む。 ①漁協及び一本釣り漁業者は、取扱規格（釣りで漁獲、一定以上の体長・体重、数日の畜養後に活け締め、魚体に傷無し等）を満たすサバを「双剣鯖（ソウケンサバ）」としてネーミングを付けて出荷する等、魚価向上の取り組みを行う。
漁業収入向上のための取組	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ ②漁協及び養殖業者は、飼養規格（地元焼酎「一どん」の焼酎粕を添加した餌を一定期間投与等）を満たすブリ・カンパチを「一どんブリ・カンパチ」としてネーミングを付けて出荷する等、ブランド化の推進に取り組む。 ・ ③市は、上記①②の魚について販売促進用の資材製作やPR活動に助成するほか、漁協及び漁業者と共同で東京や大阪など都市部への売り込みにも取り組む。 ・ 漁業者は、これまで漁獲物の取り扱いが異なり品質にばらつきがあったが、神経抜き技術の習得や先進的な事例を取り入れることにより鮮度と品質向上に努めることにより、付加価値向上による魚価の向上を図る。 ・ 漁協及び漁業者は、市と共同で加世田漁協の直販所「こんぴら市場」や、「笠沙恵比寿」等を積極的に活用し、地魚のPRや消費拡大を図る。 ・ 漁協及び漁業者は、市と共同で「さつま海道鑑真の道歩き」等の市内外で行われるイベント等に積極的に参加して地元の地魚のPRや消費拡大を図る。 ・ 漁協及び漁業者は、加工業者と共同で、地元で水揚げされる魚を利用した加工品の商品開発（魚醬や魚の生ハム等）を行い、水産物の消費拡大を図る。 ・ 漁協及び漁業者は、水揚げの効率化と市場の活性化による所得の向上を図るため、国、県及び市に漁協荷さばき所の整備を要望する。 ・ 漁協及び漁業者は、鹿児島市場への共同出荷による魚価の向上を図るため、国、県及び市に、保冷車の整備を要望する。 ・ 漁協及び漁業者は、平成24年度に発足した南薩地区の指宿市、南九州市、枕崎市、南さつま市の漁協等が運営する水産物直売施設等により構成される「南薩おさかな海道ネットワーク協議会」と連携し、ネットワーク内の水産物直販所において相互の水産物を販売する等、地域水産物のPRと販路拡大に取り組むことにより、地域の水産物の消費拡大を図る。 ・ 漁協及び漁業者は、市及び県の協力を得て、「南薩おさかな海道ネットワーク協議会」へ、出荷用資材の整備を行うことにより、地域の水産物の消費向上を図る。 <p>○後継者の確保の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市及び漁協は、県と連携して漁業就業支援・漁業体験等の担い手育成事業を実施し、漁業の担い手を確保を図る。 ・ 漁協は、漁業就業希望者への就業情報や漁業情報の提供、県の「ザ・漁師塾」による漁業の基礎的研修や漁業現場での実践的研修への参加の呼びかけなどにより、将来の漁業生産を担う意欲的な人材を確保し、育成を図る。
<p>漁業コスト削減のため</p>	<p>この取り組みにより、基準年と比較し 4.6 %の漁業所得の増加を図る。</p> <p>○省燃油活動への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者は、船底やプロペラ等の清掃や塗装工事を、これまでの年1回から2回に増やす等の省燃油活動に取り組む。 <p>○省エネ機器等の導入による燃油節減への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者は、燃油削減等が可能な省エネ機器への転換を推進することにより、燃油使用量の節減に取り組む。 <p>○省エネ航行への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者は、航行速度を落とした減速航行や、出漁時間を早めて漁場まで減速航行する等の省エネ航行に取り組む。 <p>○省力化への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁協及び漁業者は、共同出荷と漁労作業の省力化を図るため協業化に取り組む、県及び市に漁労機器や選別機及び加工機器等の整備を要望する。

活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業経営セーフティネット構築事業（国） ・ 省燃油活動推進事業（国） ・ 省エネ機器等導入推進事業（国） ・ 水産多面的機能発揮事業（国） ・ 新規漁業就業者総合支援事業（国） ・ 沿岸漁業リーダー・女性育成支援事業（国） ・ 種子島周辺漁業対策事業（JAXA） ・ 広域漁場整備事業（県） ・ 県単漁場施設整備事業（県） ・ 生き生き南薩浜じまん消費拡大事業（県） ・ 漁業生産の担い手育成確保事業（県） ・ 漁師元気！大漁支援事業（市） ・ 魚礁網掛け除去事業補助金（市） ・ 地域水産物ブランド化推進 事業補助金（市） ・ 鱸(りん)と輝け漁業者グループ育成事業補助金（市） ・ 南さつま市漁業新規就業者育成確保対策事業就業奨励金（市）
-----------	--

※ プランの実施期間が6年以上となる場合、記載欄は適宜増やすこと。

※ 「活用する支援措置等」欄に記載するのは国の支援措置に限らない。

（４）関係機関との連携

<ul style="list-style-type: none"> ・ 南さつま市、鹿児島県南薩地域振興局をはじめとした関係機関との連携を強化する。 ・ 鹿児島県漁業協同組合連合会と連携し、鮮魚、加工品等の販売を強化するとともに、高値で取引される魚やシメ方・出荷方法等の情報収集に努る。 ・ 市場が休みの日は、量販店の鮮魚の入荷が少ないことから、漁業者が漁獲した鮮魚を量販店と連携して販売を行います。 ・ 市場が休みの日は、量販店の鮮魚の入荷が少ないことから、漁業者が漁獲した鮮魚を量販店と連携して販売を行います。 ・ 都市部への出荷・販売については、既に都市部のホテルやレストランに大きな販売網を持つ民間の水産加工販売業者と連携する。 ・ 加工商品の開発については、県水産技術開発センターで研修を行い、技術的な指導を仰ぐ。また、県水産技術開発センター主催の品評会等にも参加し競争力の強化を図る。 ・ 加世田漁協の直販施設「こんぴら市場」を積極的に利用し、南薩地域の漁協等が運営する直売施設のネットワークと連携し、販売の強化を図る。
--

4 目標

（１）数値目標

漁業所得の向上	%以上	基準年	過去5年間の5中3 平均値	： 漁業所得	千円
		目標年	平成	年度	： 漁業所得

（２）上記の算出方法及びその妥当性

--

※ 算出の根拠及びその方法等について詳細に記載し、必要があれば資料を添付すること。

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
漁業経営セーフティネット構築事業(国)	漁業用燃油の高騰に備えて、セーフティネットの仕組みを構築する。(国)
省燃油活動推進事業(国)	漁船の燃費向上のための船底状況改善や部品交換、減速航行、魚場探索の協業化等を行い、漁業コストを削減する。(国)
水産多面的機能発揮対策事業(国)	海岸の漂着物や堆積物を処理し、水域環境を保全することにより、水産資源の回復・増加を図る。 また、漁村文化の伝承として、試食会や出前事業を行い魚食普及に努めるとともに魚価向上に努める。(国)
新規漁業就業者総合支援事業(国)	漁業への新規就業者や後継者を育成し、漁村地域の活性化を図る。(国)
沿岸漁業リーダー・女性育成支援事業(国)	レーダーや液体凍結装置等及び選別機等の機器整備することにより、漁場探索時間の短縮による燃油の削減や漁獲物の品質向上が図られることにより、所得の向上が見込まれる。 (国 5/10以内・活動組織 5/10以上)
種子島周辺漁業対策事業(JAXA)	荷さばき施設を建設することにより、市場機能の活性化による魚価の向上が見込まれる。 保冷車を整備することにより、共同出荷による魚価の向上が見込まれる。 (国7/10以内・県 1/10以内・漁協2/10以上)
活き活き南薩浜じまん消費拡大事業(県)	漁協等が運営する直売施設による魚食普及イベント等の積極的な販売促進活動を支援し、所得の向上を目指す。(県 1/2・関係団体 1/2)
広域漁場整備事業(県)	漁業権内にマダイ、ヒラメ、イセエビ等を対象とした増殖場を整備し、資源量の増加を図り、所得向上を目指す。(国5/10・県4/10・市1/10)
県単漁場施設整備事業(県)	漁業権内に魚礁を設置し、沿岸漁業者の漁獲量の増加を図り、所得向上を目指す。(県 1/2・漁協 1/2)
漁業生産の担い手育成確保事業(県)	Iターン・Uターン就業者等の新規就業者を受け入れ、漁業経験を積み独立するを促し、地域全体の活性化を図る。
漁師元気!大漁支援事業(市)	漁業者の漁労機器の購入支援を行う(市 1/2以内(50万円以内))
魚礁網掛り除去事業補助金(市)	魚礁の網掛り等を除去し魚礁の機能を生かし、漁家の経営安定を図るために要する経費(市 65%以内)
地域水産物ブランド化推進事業補助金(市)	地域水産物ブランド化に要する経費(①水産加工機器、②鮮度保持機器、③出荷調整等施設整備、④新商品開発経費等) (市 1/2以内(10万円以上500万円以内))
鱈(りん)と輝け漁業者グループ育成事業補助金	3経営体以上の新たな漁業者グループの活動に要する経費 (市 1/2以内(10万円以上30万円以内))

南さつま市漁業 新規就業者育成 確保対策事業就 業奨励金（市）	新規就業者に対する奨励金（市 30万円）
--	----------------------

※ 具体的な事業名が記載できない場合は、「事業名」は「未定」とし、「事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性」のみ記載する。

※ 本欄の記載により、関連施策の実施を確約するものではない。